

# 熊本市・城南町 合併協議会だより



## 第6回 熊本市・城南町合併協議会開催

日時 平成21年4月28日(火) 午後1時30分～  
場所 熊本全日空ホテルニュースカイ「玉樹」



平成21年4月28日に第6回熊本市・城南町合併協議会を開催しました。

第6回協議会では、議員専門部会からの報告、前回提案のあった「一般職の職員の身分の取扱いについて」他8つの協議項目について協議を行い、承認されました。また今回は、「合併の期日について(その2)」他15の協議項目が提案され、次回協議会で協議されます。

### 【第4回議員専門部会報告事項】

平成21年4月23日に開催された第4回議員専門部会では、付託を受けた事項のうち、協議第2号、第6号、第8号及び第11号の審議が行われ、協議第2号及び第8号については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり承認されたこと、また、協議第6号及び第11号については、次回改めて審議を行うこととなったことが報告されました。

#### 協議第2号 合併の期日について

合併の期日については、平成22年3月23日とする。

#### 協議第8号 地域自治組織等の取扱いについて

城南町合併特例区の規約(案)について原案どおり承認する。

### 議員専門部会で審議する事項の進捗状況

協議項目	提案	承認	状況
協議第1号 合併の方式	第1回	第1回	協議終了
協議第2号 合併の期日	第1回① 第4回②	第1回① 第4回②	協議終了
協議第3号 新市の名称	第1回	第1回	協議終了
協議第4号 新市の事務所の位置	第1回	第1回	協議終了
協議第6号 議会の議員の定数及び任期の取扱い	第4回		
協議第8号 地域自治組織等の取扱い	第2回① 第4回②	第3回① 第4回②	協議終了
協議第11号 合併市町村基本計画	第4回		

## 承認項目

### 協議第10号 一般職の職員の身分の取扱いについて

1 一般職の職員の身分については、合併時に在職する城南町の一般職の職員は、市町村の合併の特例等に関する法律第12条により、すべて新市の職員として引き継ぐ。

職員関係の制度については、熊本市の制度に統合する。

職員の職位、給与等の処遇については、公正に取り扱うものとし、人事管理、給与の適正化の観点から調整し、合併時に統一を図る。

### 協議第16号 総務関係事業について(その1)

1 事務組織及び機構については、合併時に熊本市の機構に統一し、組織の再編、見直しを行う。

城南町については、区域を所管する総合支所を設置し、住民サービスの低下をきたすことがないよう適切な措置を講ずる。

2 総務関係事業のうち、次の事業については、熊本市の例に統一する。

・非常備消防(消防団) ・消防補助金等 ・防災無線

3 消防団運営交付金については、熊本市の例に統一する。ただし、婦人防火クラブに対する助成は、5年間現行のとおり継続する。

4 消防水利施設については、城南町が現在策定中の「消防水利施設整備計画」を踏まえ、新市が引き継ぐ。

5 城南町の投票区の区割りについては、当分の間現状のとおりとし、その後の取り扱いについては、新市において見直しを検討するものとする。

### 協議第17号 企画財政関係事業について(その2)

1 広報紙の製作・発行は熊本市の例に統一する。

### 協議第18号 市民生活関係事業について(その2)

1 自主文化事業については、熊本市の例に統一する。

2 行政広報施設補助金については、城南町が町内自治会制度に移行するまでは現行のとおり継続し、その後熊本市の制度に統一する。ただし、マイクロ施設補助は、新市において協議・検討する。

3 行政区・区長組織等(行政連絡員制度)については、城南町の合併特例区設置期間の年度内を限度として現行を維持するものとし、その後熊本市の例に統一する。

### 協議第19号 健康福祉関係事業について(その1)

1 国保料(税)率については、合併年度の次年度から5年間の負担調整期間を設け、段階的に熊本市の水準に近づけることとする。

賦課徴収方式については、合併年度の次年度から熊本市の例に統一する。

2 介護保険料については、第4期介護保険事業計画(平成21年度～23年度)期間中は、それぞれの第4期の保険料額とし、第5期介護保険事業計画(平成24年度～26年度)から熊本市の例に統一する。

3 骨粗しょう・前立腺がん・腹部超音波検診については、5年間現行のとおり継続し、その後の取り扱いについては、新市において協議・検討する。

4 熊本市優待証については、新市の事業として継続し、利用方法については、今後関係機関と協議・調整を行う。

5 戦没者追悼式については、熊本市の例に統一する。ただし、城南町遺族会補助金については、5年間現行のとおり継続する。また、戦没者慰霊祭については、特例区の事業として実施する。

6 身体障がい者自立支援事業については、熊本市の例に統一する。ただし、障がい福祉協議会運営費補助金については5年間現行のとおり継続する。

7 地域生活支援事業については、熊本市の例に統一する。ただし、移動支援事業における放課後預り利用時の送迎については、当分の間現行のとおり継続する。

裏面へつづく

8 簡易水道組織・補助金は、合併までに県の認可を受けている組合については、公営水道が普及するまでの間補助対象とする。

**協議第22号 経済振興関係事業について(その1)**

- 1 農業振興地域整備計画変更については、両市町の計画を引き継ぎ、熊本市の見直し時期に合わせ、新市において調査・統合を行う。
- 2 農区長制度については、新市の事業として継続する。
- 3 水田農業推進協議会負担金については、現行のとおり継続しながら、関係機関と協議・調整を行うものとする。
- 4 認定農業者協議会負担金については、5年間現行のとおり継続し、その間、関係機関と調整を図り、熊本市へ統合する。
- 5 農地・水・環境保全向上対策事業については、現事業期間中(平成23年度まで)は、現行のとおり継続する。
- 6 工業活性化支援事業については、熊本市の例に統一する。城南町工業振興連絡協議会助成は、5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いについては、関係機関と協議・調整を行うものとする。
- 7 企業立地促進事業については、熊本市の例に統一する。ただし、合併時に城南町の条例に基づき指定を受けている企業等については、現行のとおりとする。
- 8 中心市街地活性化事業に係る商工振興活性化補助金については、当分の間現行のとおり継続する。

**協議第23号 都市建設関係事業について(その2-1) 継続分**

城南町中央土地区画整理事業に対する補助金等については、補助金に関しては平成23年度まで、事業資金貸付に関しては平成24年度まで制度(要綱)を運用する経過措置を設定する。その後の取り扱いについては、事業の早期完了と組合の早期解散を目指し必要な支援について組合と協議する。

**協議第23号 都市建設関係事業について(その3)**

- 1 市道の整備(集落内道路の新設・改良)については、5年間の経過措置を設定する。その後、熊本市の例に統一する。
- 2 次の事業については、熊本市の例に統一する。  
・道路後退による後退部分の取扱い ・公共下水道受益者負担金

**協議第24号 教育関係事業について(その2)**

- 1 体育指導委員の定数及び報酬については、5年間現行のとおり継続し、費用弁償は廃止する。
- 2 各種体育施設の管理方法は熊本市の例に統一する。料金(町外料金は廃止)は現行のとおり継続する。
- 3 運動施設予約・案内システムについては、熊本市の例に統一する。ただし、5年間は城南地域内(学校体育施設を含む)の運動施設については、旧城南町住民の先行予約を認める。
- 4 図書館行事のうち、ブックスタート事業については、5年間現行のとおり継続する。また、童話発表会は、熊本市立図書館行事に統合し、その他の行事は継続する。

**協議第25号 水道関係事業について(1-1) 継続分**

- 1 城南町の地区営水道(簡易水道)については、町営化を目指し平成22年3月までに認可が取得できるように努める。その事業は新市が引き継ぎ継続して取り組む。
- 2 町営簡易水道事業・・・第3回協議会承認済み
- 3 未普及地域を含む上水道事業は、城南町で平成21年度に15年程度での整備完了を目指した計画の策定と国庫補助が得られるように努める。  
この水道計画に基づき、住民の意向を踏まえながら新市が整備を行う。なお、水質悪化地域の整備については、合併後早急に取組むものとする。



**提 案 項 目**

- 協議第 2号 合併の期日について(その2)
- 協議第 5号 財産及び債務の取扱いについて
- 協議第 6号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて
- 協議第 7号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
- 協議第 8号 地域自治組織等の取扱いについて(その2)
- 協議第11号 合併市町村基本計画について
- 協議第12号 一部事務組合の取扱いについて

- 協議第13号 使用料・手数料の取扱いについて
- 協議第14号 公共的団体等の取扱いについて
- 協議第15号 補助金・交付金等の取扱いについて
- 協議第16号 総務関係事業について(その2)
- 協議第18号 市民生活関係事業について(その3)
- 協議第19号 健康福祉関係事業について(その2)
- 協議第20号 子ども未来関係事業について(その3)
- 協議第21号 環境保全関係事業について(その2)
- 協議第22号 経済振興関係事業について(その2)

**第7回 熊本市・城南町合併協議会開催**

日 時 平成21年5月22日(金) 午後3時～  
場 所 KKRホテル熊本「有明・不知火」

**第7回 熊本市・城南町合併協議会**



平成21年5月22日に第7回熊本市・城南町合併協議会を開催しました。  
第7回協議会では、議員専門部会からの報告、平成20年度協議会決算監査報告、そして前回提案のあった「合併の期日について(その2)」他15の協議項目について協議を行い、承認されました。今回の協議会におきまして、全26の協議項目、128の事務事業について協議が終了となりました。

**【第5回 議員専門部会報告事項】**

平成21年5月18日に開催された第5回議員専門部会では、付託を受けた事項のうち、協議第6号及び第11号の審議が行われ、採決の結果、賛成多数で原案のとおり承認されたことが報告されました。  
今回の議員専門部会で、協議会から付託を受けた全7項目の審議が終了となりました。

**協議第6号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて**

城南町議会の議員の定数及び任期の取り扱いについては、市町村の合併の特例等に関する法律第8条第2項の規定による定数特例及び第9条第1項第2号の規定による在任特例は適用しない。

**協議第11号 合併市町村基本計画について**

合併市町村基本計画(案)について、原案どおり承認する。

**議員専門部会で審議する事項の進捗状況**

協議項目	提案	承認	状況
協議第1号 合併の方式	第1回	第1回	協議終了
協議第2号 合併の期日	第1回① 第4回②	第1回① 第4回②	協議終了
協議第3号 新市の名称	第1回	第1回	協議終了
協議第4号 新市の事務所の位置	第1回	第1回	協議終了
協議第6号 議会の議員の定数及び任期の取扱い	第4回	第5回	協議終了
協議第8号 地域自治組織等の取扱い	第2回① 第4回②	第3回① 第4回②	協議終了
協議第11号 合併市町村基本計画	第4回	第5回	協議終了

## 協議第11号 合併市町村基本計画について

### 【計画の策定方針】

- 計画策定の趣旨：熊本市と城南町との合併後の新市の更なる飛躍をめざし、円滑な運営を確保するとともに、均衡ある発展を図ることを目的として策定します。
- 計画の対象地域：現城南町の地域を中心とします。
- 計画の期間：合併期日の属する年度から10か年度とします。

### 1「一人ひとりの人権が等しく尊重され、わけ隔てなく参画できる社会の実現」に向けて

- (1)人権尊重の社会づくりの推進
- (2)男女共同参画の推進

#### 【主要事業】

- 人権教育啓発推進事業
- 男女共同参画推進啓発事業



### 2「ともに支え合い、文化に親しみ安全で安心して心豊かに暮らせる生活の実現」に向けて

- (1)自主自立の地域づくりの推進
- (2)住民生活の安全・安心の推進
- (3)危機管理防災及び消防・救急救助の体制強化
- (4)文化の振興と国際交流の推進
- (5)住民記録の適正な管理と提供

#### 【主要事業】

- 消防出張所整備事業：約2億円
- 防火水槽整備事業：約1億円
- 地域コミュニティセンター建設事業：約2億円
- 地域コミュニティセンター運営事業
- 町内自治会活動支援事業
- まちづくり活動支援事業
- 芸術文化出張講座事業



### 3「生涯を通して健やかで、いきいきと暮らせる保健・福祉の充実」に向けて

- (1)生涯を通じた健康づくりの推進
- (2)安全・安心のための保健衛生と医療の推進
- (3)高齢者や障がいのある人などへの生活支援
- (4)社会保障制度の適正な運営

#### 【主要事業】

- 熊本市優待証(さくらカード)交付事業
- 生きがい生活推進事業
- 各種健康診査事業
- 国保健康づくり事業



### 4「子育てしやすく子どもたちの健やかな成長をはぐくむ環境づくりの推進」に向けて

- (1)子どもたちの健やかな成長支援
- (2)子育てしやすい環境づくりの推進

#### 【主要事業】

- 児童館建設事業：約1億円
- ひとり親家庭等医療費助成事業
- 病児・病後児保育事業
- 乳幼児医療費助成事業



### 5「豊かな人間性と未来を切り拓く力をはぐくむ教育の振興」に向けて

- (1)生きる力をはぐくむ学校教育の推進
- (2)生涯を通じた学習・スポーツの振興
- (3)歴史的文化遺産の継承と活用

#### 【主要事業】

- 図書館建設事業：約9億円
- 総合スポーツセンター(仮称)整備事業：約21億円
- 中学校プール改修事業：約2億円
- 少人数学級事業



### 6「水と緑の良好な環境の保全と循環型社会の構築」に向けて

- (1)環境保全活動の推進と良好な環境の保全
- (2)豊かな水と緑に囲まれた良好な環境の形成
- (3)資源循環型社会の構築

#### 【主要事業】

- 雁回山遊歩道整備事業：約3千万円
- 家庭用雨水貯留施設整備事業
- 漱石の森づくり事業
- 太陽熱温水器設置補助事業
- 資源ごみ分別収集事業



### 7「地域の活力をつくりだす産業・経済の振興」に向けて

- (1)商工業の振興
- (2)観光の振興
- (3)農業の振興

#### 【主要事業】

- 物産館建設事業：約2億円
- 浸水対策事業：約5億円
- 企業立地促進事業
- 農業金融支援事業
- 中小企業振興助成事業
- 中心市街地活性化事業
- 夏まつり事業
- 地域農業活性化支援事業
- 火の君まつり事業

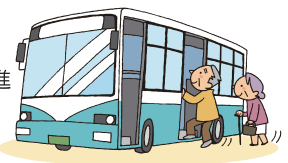


### 8「安全でだれにも優しく使いやすい都市基盤の充実」に向けて

- (1)計画的な都市づくり
- (2)利便性の高い公共交通体系の確立
- (3)良好な道路の整備・保全
- (4)総合的な治水対策の推進
- (5)安全で良好な建築物の整備・推進
- (6)良質な水道水の安定供給
- (7)着実な汚水処理施設の整備

#### 【主要事業】

- 道路整備事業(幹線道路・集落内道路)：約25億円
- スマートインターチェンジ整備事業：約8億円
- 汚水処理施設整備事業(公共下水道等)：約50億円
- 上水道整備事業：約60億円
- 城南町中央土地区画整理事業の促進



# 熊本市・城南町 新市基本計画(案) (城南地域)

悠久の歴史がいぶき

豊稔の大地が生み出す豊かな恵みの中で  
健やかでうるおいのある暮らしが営まれ  
新市南部の拠点としての活気にあふれるまち



#### 《各主要事業の記号について》

- ◎・・・城南町域における新規事業
- ・・・市制度統一に伴う城南地域新規・拡充事業
- ・・・城南地域において既に行われている事業

## 財政計画

この計画は、新市の一体的・持続的な発展に向けた財政上の指針となるもので、平成21年度から平成30年度までの見通しを普通会計ベースで推計しました。

策定にあたっては、現行の制度・施策を基本としながら、確実に見込まれる制度改正などを織り込み、さらに、国・県の財政措置や経費削減効果などの合併に伴う影響と「新市基本計画」に掲げている事業計画を反映しました。

### 新市財政計画の概要

(歳入)	平成21～30年度 合計	(歳出)	平成21～30年度 合計
市税	9,662億円	義務的経費	4,310億円
地方交付税	3,102億円	人件費	4,310億円
国・県支出金	4,551億円	扶助費	5,823億円
市債	2,435億円	公債費	3,260億円
その他	3,118億円	投資的経費	3,007億円
歳入合計	2兆2,868億円	うち城南地域	約101億円
		その他	6,468億円
		歳出合計	2兆2,868億円

### ◆城南地域における投資的経費の内訳

事業名	事業費
道路整備事業(幹線道路・集落内道路)	約25億円
総合スポーツセンター(仮称)整備事業	約21億円
図書館建設事業	約9億円
スマートインターチェンジ整備事業	約8億円
浸水対策事業	約5億円
物産館建設事業	約2億円
消防出張所建設事業	約2億円
中学校プール改修事業	約2億円
地域コミュニティセンター建設事業	約2億円
防災水櫃整備事業	約1億円
児童館建設事業	約1億円
鹿岡山遊歩道整備事業	約3千万円
小計	約78億円
その他の事業分(経常的に実施する道路維持等)	約23億円
城南地域における投資的経費総額	約101億円
企業会計分	
汚水処理施設整備事業(公共下水道等)	約50億円
水道整備事業	約60億円
城南地域における投資的経費総額(企業会計分を含む)	約211億円

※各事業費については、計画策定時の想定事業費です。

※新市計画重点事業とは、本地域のめざすまちの姿を実現するため、新市において重点的に取り組む事業です。

## 承認項目

### 協議第2号 合併の期日について(その2)

合併の期日は、平成22年3月23日とする。

### 協議第5号 財産及び債務の取扱いについて

城南町の財産及び債務は、すべて熊本市に引き継ぐ。

ただし、減価基金を除く一般会計の基金については、合併直前における残高相当額を合併後に新設する基金に積み立て、城南地域における都市基盤整備等に充てるものとする。

### 協議第6号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

城南町議会の議員の定数及び任期の取り扱いについては、市町村の合併の特例等に関する法律第8条第2項の規定による定数特例及び第9条第1項第2号の規定による在任特例は適用しない。

### 協議第7号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会等に関する法律第34条の規定を適用し、それぞれの区域で農業委員会を置き、次のとおり取り扱う。ただし、新市が政令指定都市に移行する際、見直し・再編を行う。

1 農業委員会の選挙区及び選挙区の委員の定数については、現行のとおり継続する。

2 農業委員会の委員の任期については、現行のとおり継続する。

### 協議第8号 地域自治組織等の取扱いについて(その2)

城南町合併特別区の規約については、規約案のとおりとする。

### 協議第11号 合併市町村基本計画について

合併市町村基本計画については、原案のとおりとする。

### 協議第12号 一部事務組合等の取扱いについて

1 宇城広域連合における城南地域にかかる事務の取扱いについては、合併の日から平成26年3月31日までの間、熊本市として加入する。

その間、処理する事務は、「ふるさと市町村圏計画に関すること」「消防に関すること」「し尿処理に関すること」「ごみ処理に関すること」「火葬場に関すること」とする。

### 協議第13号 使用料・手数料の取扱いについて

住民の一体性の確保や負担の公平の観点により、両市町で同一または同種の使用料・手数料については、原則として熊本市の例に統一する。

ただし、両市町のこれまでの経緯、実績等を配慮し、新市に移行後も当分の間現行どおりとするなど経過措置を設けるものとする。

### 協議第14号 公共的団体等の取扱いについて

新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの自主性を尊重するとともに、これまでの経緯、実績等を配慮しながら公共的団体等の統合に努める。

### 協議第15号 補助金・交付金等の取扱いについて

両市町で同一または同種の補助金等については、原則として熊本市の例に統一する。

ただし、城南町独自の補助金等は、これまでの経緯、実績等を考慮し調整するものとする。

### 協議第16号 義務関係事業について(その2)

1 城南町域にかかる常備消防に関する事務については、合併の日から平成26年3月31日までの間、宇城広域連合に加入する。

宇城広域連合脱退後、熊本市域と同等の消防体制の整備を行う。

2 入札事務(工事関係)については、5年間は現行制度を継続する。

ただし、指名参加願い及び資格審査(工事関係)については、熊本市の例に統一する。

### 協議第18号 市民生活関係事業について(その3)

1 防犯協会については、熊本市の例に統一する。

ただし、防犯パトロール隊活動支援事業については、合併特別区の事業として継続する。

2 防犯灯設置補助金については、熊本市の例に統一する。

3 勤務時間外の対応については、熊本市の例に統一する。

ただし、勤務時間外の戸籍届けについては、当分の間、城南総合支所(仮称)でも受付を行う。

### 協議第19号 健康福祉関係事業について(その2)

1 地域包括支援センターについては、第5期介護保険事業計画(平成24年度～26年度)までは現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。

2 老人クラブ補助金については、5年間現行のとおり継続し、その後の取り扱いについては、新市において協議・検討する。

### 協議第20号 子ども未来関係事業について(その3)

1 延長保育(幼稚園での預かり保育)については、当分の間現行のとおり継続する。

2 幼稚園給食については、当分の間現行のとおり継続する。

### 協議第21号 環境保全関係事業について(その2)

1 次の事業については、熊本市として宇城広域連合に加入している間は現行どおりとし、その後は熊本市の例に統一する。ただし、城南地域の分別ごみ収集については、コンテナ収集の方法を存続する。

・廃棄物の処理及び清掃 〇ごみ収集事業

### 協議第22号 経済振興関係事業について(その2)

1 土地改良区運営費補助金については、5年間は現行の制度を維持し、その後の取り扱いについては、土地改良区と協議のうえ調整を行うものとする。

2 農業集落排水使用料については、合併時に熊本市の公共下水道の使用料金に統一する。

3 農業集落排水受益者分担金については、熊本市の公共下水道受益者負担金制度と同一の制度とする。

4 商工会補助金については、5年間は現行の制度を維持し、その後の取り扱いについては、商工会と協議のうえ調整を行うものとする。

## 城南町が熊本市と合併することについての賛否を問う 住民投票が実施されます

# 投票日は6月28日(日)です

時間 午前7時～午後8時まで 場所 町内各投票所  
城南町の将来を判断する大切な投票です。投票日には必ず投票しましょう。

★期日前投票ができます★

期日前投票 平成21年6月24日(水)～6月27日(土)  
時間 午前8時30分～午後8時まで 場所 城南町役場1階ロビー 期日前投票所



編集・発行 熊本市・城南町合併協議会事務局  
〒860-8601  
熊本市手取本町1番1号  
(熊本市役所 政令指定都市推進室内)  
TEL 096-328-2067 FAX 096-323-3060